

※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379

↑**入札資格**
(係より)

「入札資格の
審査委員会は
副市長等の部

下だが、これらの任命権は市長である貴殿にあるのでは？」(原告代理人)「…分りません」(被告側証人)とは大分地裁での尋問のやり取りです。原告は別府市のA級・長幸建設、被告は別府市。傍聴席からは思わず失笑が…。2年前の市長選挙で対抗馬だった長野市議の親族が経営する長幸建設は、選挙後2件の市発注建築工

事で指名から外される事に。同社の経審総合評定値P点は844、審査委員会はP=850以上の要件を設定。これが選挙の報復で違法だと市に510万円程の損害賠償を求めている裁判です。浜田博市長は「要件設定は

指名外しで**市政に黒煙** 裁判傍聴記
異例の尋問

審査委員会が決めた事で一切指示はしていない」「P点

なるものも知らない」と証言。極めて異例な首長の尋問、年明けには判決の見通しです。後援会幹部とされる人物の逮捕等市政の黒い霧については、ネットで「別府市政」と検索するとIBニュースに詳細が!



「あくまで年金事務所の審査ミで、入力作業のミではない。入力を外注業者がしたかと言えない」と年金機構の担当者は頑な返答しかしません。事は8月の社保・算定基礎届の面談

給与が下がり通常勤務した場合の保険料が安くな

ってしまいます。そこで、出勤17日以上を計算の対象に。今回の問題は昨年4/10に入社した人の計算です。中途入社の場合、入社月に

調査で発覚しました。社保料は給与の額(標準報酬)に一定の料率を掛けて決定しますが、毎年1回給与の見直しが行われます。これを算定基礎届といい、4・5・6月に支払われた給与額の平均を出します。しかし、この3ヵ月の出勤日が少ないと平均

年金事務所**算定基礎**の外注が
のミで追徴**算定基礎**原因か?

17日出勤しても平均の対象にはしません。昨年の届に

は備考欄に入社日を書いて対象から外しました。ところが入力は加算し結果1年間安い保険料を徴収。本来の保険料との差額が追徴される事に!!

↓**社労業務**
(係より)



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく
★「西馬弁護士の法律うまい話!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★